

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見について、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成 30 年 1 月 5 日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 （仮称）トライアル湖南店 湖南省柑子袋 250-5
- 2 意見の概要 湖南省からの意見
 - (1) 当該計画地において、消防水利の基準（昭和 39 年消防庁告示第 7 号）を満たすよう耐震性で 40 トン以上の防火水槽 1 基を配置いただきたい。
 - (2) 当該計画地の地元区等から、災害時における地域の一時避難場所として駐車場の利用要請等があった場合は可能な限り協力いただきたい。
 - (3) 災害応援協定の締結について協力いただきたい。
 - (4) 湖南省生活環境保全条例（平成 18 年湖南省条例第 25 号）に規定される生活環境影響事業に該当するため、設置する設備等が決定されたら、湖南省総務部生活環境課と事前協議されたい。
 - (5) 通学および通勤時間帯は工事車両の出入りを行わないこと。また、工事車両の出入口には誘導員を配置するなど交通対策を講じられたい。
 - (6) 工事車両が路上駐車することのないよう対策を講じられたい。
 - (7) 事業活動により、関係者等が路上駐車しないよう余裕を持った駐車スペースを確保するとともに、出入口における交通安全の確保を努められたい。
 - (8) 店舗内、駐車場内および施設周辺の治安維持対策について、所轄警察署と連携し警備体制の充実および強化を図られたい。
 - (9) 廃棄物は法律に基づき適正に保管し、処分されたい。
 - (10) 生ごみの排出抑制および再資源化を行い、焼却ごみの削減に努められたい。
 - (11) 配送時に使用される発泡スチロールやフィルム等の廃プラスチック類は産業廃棄物のため、可燃ごみとして焼却することのないよう、適正に処分されたい。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号
湖南省建設経済部商工観光労政課 湖南省中央一丁目 1 番地
 - (2) 縦覧期間 平成 30 年 1 月 5 日から平成 30 年 2 月 5 日まで